

いきたい

政治経済学部 2 年 伊藤直哉

社会認識

昨今、グローバル化に伴いヒト・モノ・カネ・情報などの流通が盛んになっている。また、産業構造の高度化により社会が成熟化した。その流れの中で人々の持つ価値観が多様化してきている。各人が多様な価値観を持つことにより、多様なライフコースをとり始めている。この結果として核家族化、共同体の弱まり、女性の社会進出や少子化の進行が始まった。そして、こうした流れの中で、核家族の形態をとる家庭で、養育者の育児不安などの子育ての負担が増している。この結果として、親が子どもを虐待する状況が発生している。そして、虐待を受けた子どもは精神的なダメージを負うことや、教育を受けられないことなどが重なり、彼らの社会進出が妨げられている。さらに、こうした流れの中で、働き手である若者が相対的に減少することにより、現役世代の一人あたりが支える弱者の割合が増えている。また、経済の成長も頭打ちになっている。こうしたことから、弱者への再分配がうまくいかなくなっている現状がある。

理想社会像・問題意識

私の理想社会像は「自律できる社会」である。自律とは、自らが能動的に判断することを指す。自らが能動的に判断できることで人間は主体的に生活できる。自律するためにはまず愛着を形成する必要がある。他者からの承認を受けることによって、幼少期において愛着の形成が可能となる。そして、承認や愛着の形成は自分が何者であるかというアイデンティティの獲得を促す。そして、自分が何者であるかを知ることにより、人は能動的に判断できるようになる。また、家庭内において子どもは愛着を形成する。その愛着の形成に欠かすことができない存在が母親である。子どもにとって母親は生まれた直後における唯一の他者である。つまり、初めての他者である母親との愛着を形成できないことは、初めての他者から承認を受けることができないことと同義である。したがってそのようにしてアイデンティティを獲得できない子どもは自分が何者であるかがわからないという状態に陥る。自分が何者であるかがわからないということは、即ち能動的に振舞うことができないことを意味する。能動的に振舞うことができない結果、例えば、引きこもりや働くことができないといった現象を引き起こし、社会に対して進出していくことが難しくなる。また、人が成長していく上で施されるものには他律的なものが多い。例えば、教育や養育である。他律的な要素は子ども期において自らの力が及びづらいため、家庭や国家などがそれを保障する必要がある。ここにおいて、能動的に振舞うことができるようになる愛着を与えてくれる母親に焦点を当てたとき、虐待は愛着を与えていないものの最たるものと

して挙げる事ができる。虐待は子どもを承認せず、愛着を形成せず、子どもが自律的になることを阻害する。2012年度前期では虐待をしてしまう家庭環境に重点を置いた研究をした。そして2012年度後期では虐待を受けた子どもの社会的養護の側面から里親制度を研究した。そして、虐待を受けた子どもは社会進出が妨げられている事に鑑み、虐待を受けた子どもが社会進出出来ていない現状を問題意識として持つのである。

目次

1.現状分析

1.1 社会適養護

1.2 被虐待児の行方

1.3 児童養護施設

1.4 離職状況

1.5 生活保護

1.6 現状分析まとめ

2.原因分析

2.1 心理的問題

2.2 心理的援助プログラム

2.3 社会スキルを学ぶ機会の未担保

2.4 原因分析まとめ

3 政策

3.1 心理回復プログラムの設置

3.2 SST の導入

結

参考文献

1.現状分析

1.1 社会的養護

被虐待児を救うにあたり、様々な支援が施されている。この支援は「社会的養護」という理念を機軸として運用されている。ここで、その「社会的養護」の理念と機能を紹介する。

①社会的養護は、保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護すると共に、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。

②社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」という考え方と、「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念とし、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、社会の

公的責任で保護養育し、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する。

さらに社会的養護の活動が持つべき基本的な機能として「養育機能」、「心理的ケア等の機能」、「地域支援などの機能」の3点が挙げられる。

最初の「養育機能」とは社会的養護のもっとも基本となる部分であり、本来であれば家庭で保障されるべき「基本的生活の保障」であり、「家庭での適切な養育を受けられない子どもを養育する機能であり、社会的養護を必要とするすべての子どもに保障されるべきもの」であるとされている。

2番目の「心理的ケア等の機能」は、私たちが人として生活していく上でもっとも大切な「心の安定と豊かさ」に関する機能で、「親などからの虐待行為を受けるなどの様々な背景の下で、適切な養育が受けられなかったこと等により生じる発達のゆがみや心の傷(心の成長の阻害と心理的不調等)を癒し、回復させ、適切な発達を図る機能」であるとされている。

3番目の「地域支援等の機能」は、子どもは「社会の一員」であることを具現化するための機能であり、「親子関係の再構築などの家庭環境の調整」、「地域における子どもの養育と保護者への支援」、「自立支援」、「リーピングケア(退所準備ケア)」、「施設退所後の相談支援(アフターケア)」などの機能が含まれる。

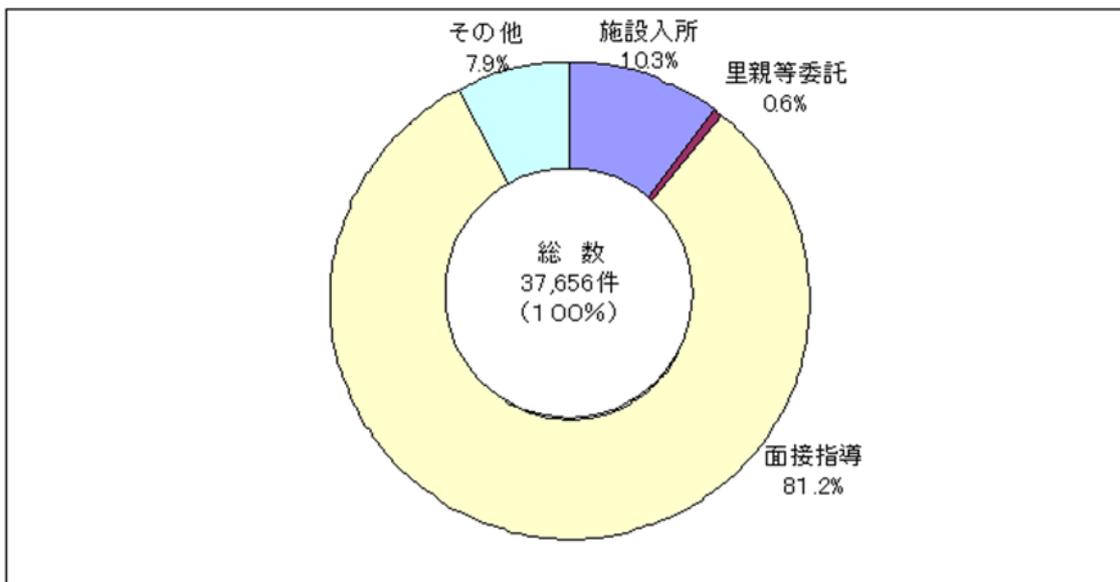
1.2 被虐待児の行方

虐待の通告件数は増加傾向にあり、現在は一年間に6万件を超す。しかし誤報や問題解決による実数の減少等が手伝って実際の件数は3万件前後であるといわれている。

これらの被虐待児童に対して、通告後に市町村が児童相談所と連携し、届出・通告・他の機関からの通知の内容の検討・今後の対応方針についての決定をする。まず、訪問調査等を通じて被措置児童の状況の事実確認をおこなう。そして、被措置児童の虐待が疑われる場合はケース会議（事例対応チーム、専門家チーム等）と呼ばれる会議によりその処遇が決定される。被措置児童等虐待が認められる場合は主に面接指導がおこなわれる。特に被措置児童が虐待により安全の確保ができないと考えられる場合は一時保護所に入所する。

虐待を受けた子どものうち、約1割程度が施設への入所が必要と判断される。そして、そのうちのほとんどは児童養護施設に入所する。以下の表1に、平成18年度の通報の対応をしめす。

図1 「相談受付件数」(厚生労働省)より



施設入所のうちのほとんどが児童養護施設である。

1.3 児童養護施設

ここでは、社会的養護を必要とする子どもたちが社会進出する必要性を述べた上で、保護された子どもたちが入所する施設の現状を述べる。

ここでいう社会進出とは、安定した生活を営むための資源を得るために社会へと繰り出すことを言う。これに関して、現在の日本社会においては就労が当てはまる。安定した生活を営むためには自立した生活が必要であり、そのためには就労が必要である。安定した生活が営めることで心身の安定がもたらされ、自律できるのである。安定しなければ、とりわけ被虐待児童の場合、過去の経験の再想起につながりやすくなり、解離の症状をもたらす。つまり自律を阻害するのである。また、社会進出は安定した生活を送ることのほかにも要求される理由がある。それは、成長に伴い相応のステップ(就労)を踏むことによりその時々コミュニティから承認を受けることで、自律的な生活を可能になるからである。

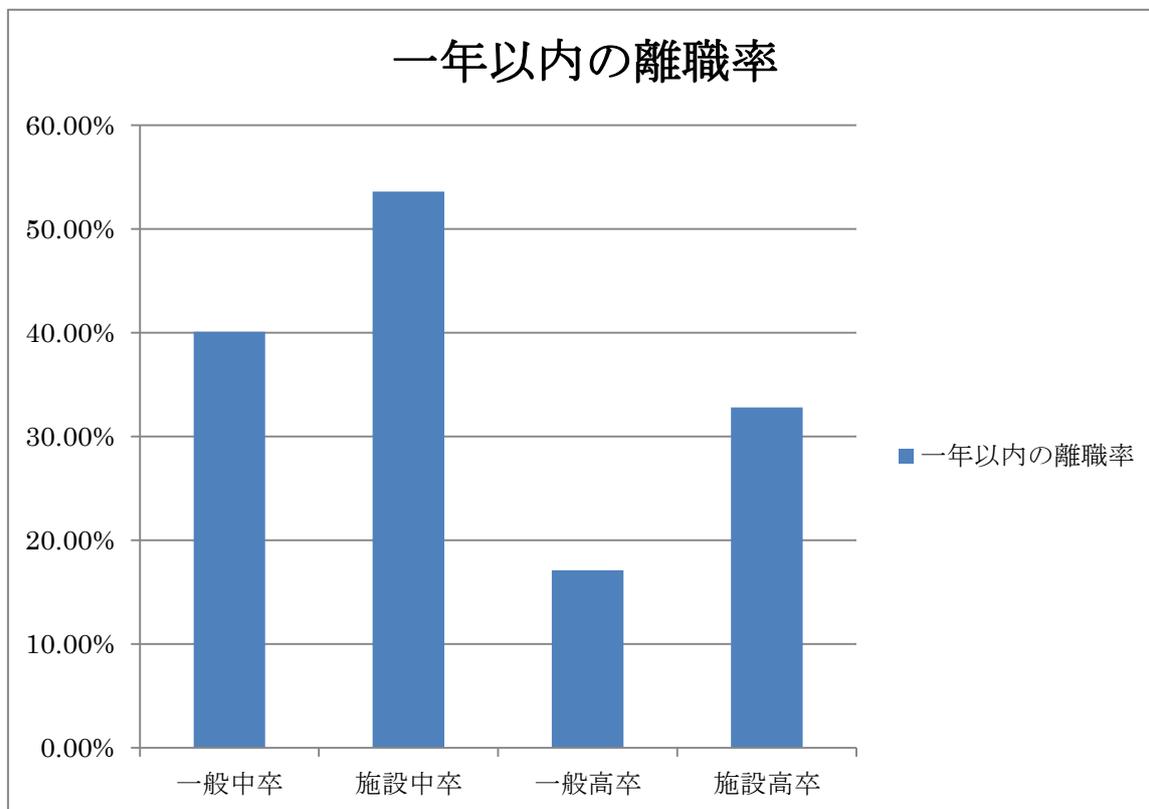
児童養護施設は、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能をもつ。児童養護施設では、虐待を受けた子どもは53.4%となっている。

1.4 離職状況

会社に就職した者のうち一年以内に離職した率を見てみると、一般中学卒業者で40.1%、一般高校卒業者で17.1%となっている。対して退所児童を見てみると、中学卒業者で53.6%、

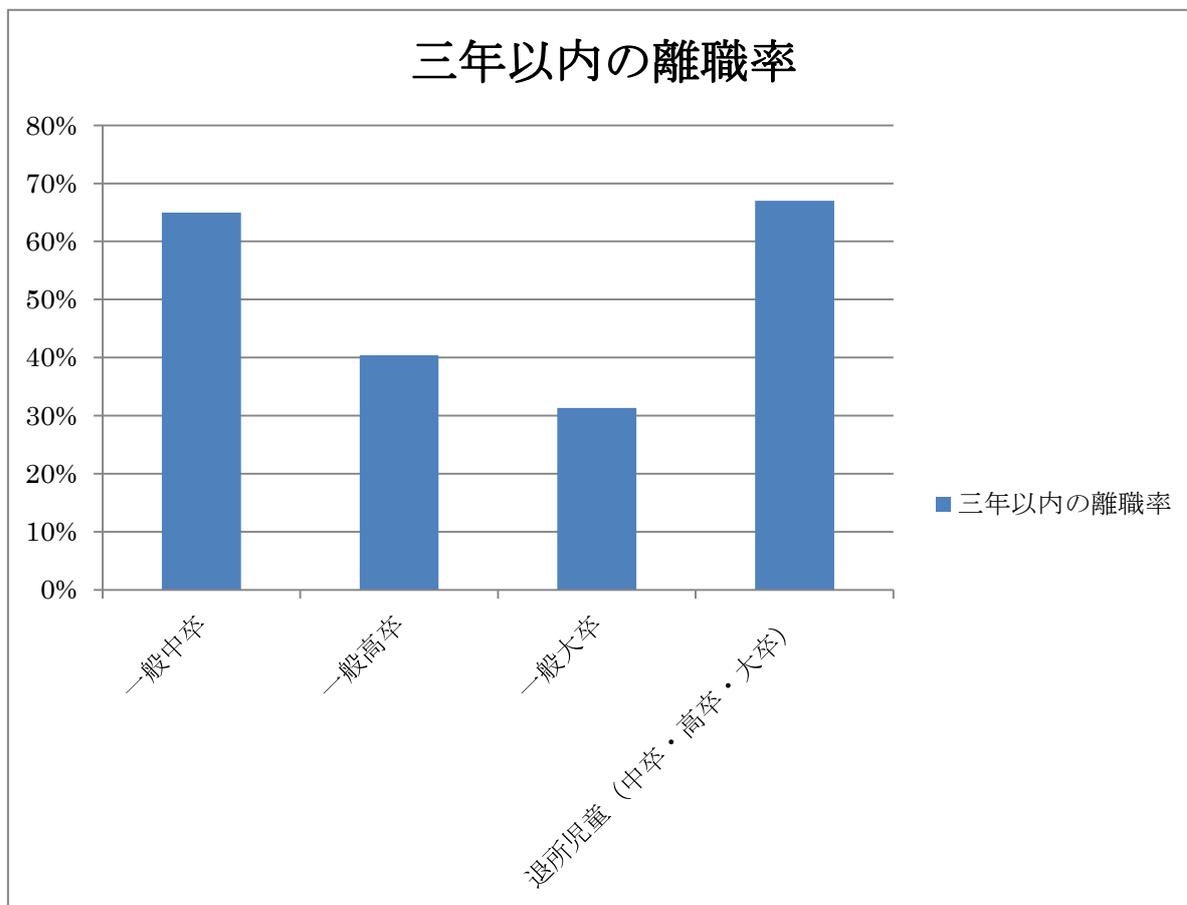
高校卒業業者で 32.8%となっており、施設出身者はそうでない人と比べ離職率が高いことがわかる。

図2 「一年以内の離職率」(単位は%) (武藤 2012 より作成)



更に、三年以内の離職率を見てみると、一般中学卒業業者で 65%、一般高校卒業業者で 40.4%、一般大学卒業業者 31.1%となっている。対して退所児童を見てみると、どの段階においても 67%の離職率を超えている。また、注目すべきは離職の理由は給与が低いこと等の金銭的側面の存在ではないことである。離職の理由が人間関係がうまくいっていないことが最大の原因である。

図3 「三年以内の離職率」(武藤 2012 より作成)

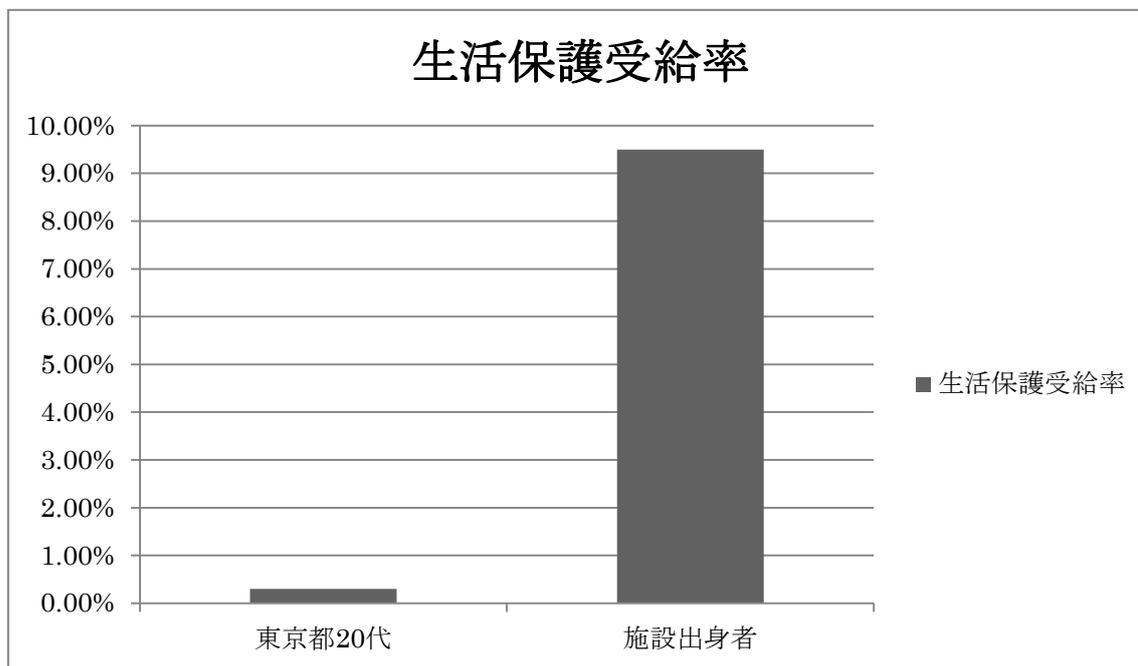


離職の理由をしてみると、人間関係が上手くいかないことが最も多く挙げられている。人間関係がうまくいかない理由は被虐待を受けた経験に起因するものである。

1.5 生活保護

生活保護を受けることの問題性は生存権の保障という点から説明される。獲得した自律性を維持していくためには自らの力による勤労と、生存権に依拠した最低限度の所得の保障が必要になる。しかしながら、自らの力で資金を得て生活していると言えない生活保護受給者が存在するので、ここでその現状を述べる。2010年度の東京都における20代の生活保護受給率は全体で0.3%だが、東京在住の同年代の施設出身者のそれは9.5%に達していた。その理由として最も多かったものが中途離職である。

図4 「生活保護受給者割合」(武藤 2012 より作成)



1.6 現状分析まとめ

被虐待児童には心理的な不安定や社会スキル不足という状態が存在しているため、彼らの離職率が高くなっている。また、生活保護受給率が高いことから、生活に困窮する可能性が高いのである。つまり、児童養護施設児にとって、成長に伴って要請される社会への進出がうまくできていないことが判明した。

2. 原因分析

これまで、社会的養護を必要とする子どもが社会進出の難しさに直面している現状を分析してきた。以下にその現状がもたらされている原因を述べる。

現状分析において進学できていない現状を述べた。これに関して、進学ができない理由を述べる。

2.1 心理的問題

虐待を受けることにより精神的ダメージが発生することが言われている。虐待を受けることは身近な人間、特に近親者からの関係の拒絶を意味する。これは身体的虐待による物理的な機能不全のみならず、精神的な虐待や育児放棄などの場合であっても拒絶を意味することには変わりなく精神的なダメージにつながる。性的虐待においても同様のことが言える。

実際に養育者から虐待を受けたことによる共感性の欠如や攻撃性の発現等の症状として、図5のようなものがあげられる。

図5 「被虐待児に見られる症状」(上段は人数・下段はパーセンテージ)(こども未来財団 児童関連サービス調査研究等事業 2009)より

	サンプル数	知的発達遅れ	身体発達遅れ	不安、怯え	うつ状態	無感動や無反応	強い攻撃性	習癖異常	食行動上の問題(むちや食い、拒食など)	非社会的問題行動(不登校・かたん黙など)	反社会的な問題行動(非行など)	性的問題行動(異性への極端な嫌悪感を含む)	その他日常生活に支障をきたすような精神定状、問題行動等	特になし	不明	その他	無回答
合計	8108	420 5.2	208 2.6	1033 12.7	65 0.8	181 2.2	329 4.1	55 0.7	131 1.6	578 7.1	447 5.5	142 1.8	243 3.0	3343 41.2	848 10.5	138 1.7	964 11.9
(男女別)																	
男	4164	249 6.0	105 2.5	486 11.7	16 0.4	95 2.3	212 5.1	30 0.7	70 1.7	284 6.8	253 6.1	48 1.2	107 2.6	1711 41.1	430 10.3	66 1.6	489 11.7
女	3920	171 4.4	103 2.6	547 14.0	49 1.3	86 2.2	117 3.0	25 0.6	61 1.6	293 7.5	194 4.9	93 2.4	136 3.5	1631 41.6	414 10.6	72 1.8	457 11.7

「被虐待による精神の状況」をみると、「特になし」「不明」「無回答」の5,155人を除いた2,953人(36.4%)が被虐待による精神の影響があった。また、他のデータには少年犯罪を起こしたこどもの約7割が虐待を受けた経験があるというデータもある。以上のように、虐待と子どもの精神状況は密接に関係していることが分かる。

虐待を受けた子どもには身体・運動機能の発達や知的発達、パーソナリティや対人関係の発達等、広く子どもの発達に重大なマイナスの影響をもたらすことは図2をみればわかる。次に、虐待のなかで生じるトラウマ(精神的外傷)について考える。多くの子どもは虐待を体験することによってトラウマを抱えて生きていくことになる。トラウマとはショッキングな体験によってできた心の傷である。児童虐待の場合、災害や自己とは違い、慢性的で反復的であるので複雑な心的外傷後ストレス障害(PTSD)を示す。虐待は子どものアイデンティティの形成の時期に起こるため、子どもの自我の中心部にトラウマが生じてしまう。これをトラウマの内化化という。虐待された子どもは、「暴力を受け、虐待される自己」と、「暴力を加える危険な他者」という認知的な枠組み(内的ワーキングモデル)を形成する。また、このために、他者に対する基本的信頼感が形成されず、他者に対する不信感を形成しているため、たとえ自分を世話してくれる人であっても、「この人もいずれ自分を傷つけるはずだ」という信念を抱いている。また、通常感情体験にトラウマが絡むと自己を圧倒してしまうので、感情のコントロールが出来なくなってしまう。また、親子関係のなかで、感情のコントロールを学ばなかったということもあり、彼らは適切に感情を表現できない。したがって、感情爆発や感情の押さえ込み、自己解離状態を示す。これらが慢性的に繰り返されることで、精神障害、身体障害などを引き起こすとされているの

である。

以上見てきたように、被虐待児は多くの場合、精神的影響、またそれに起因する社会性の欠如が見出せる。これは、進学先や就職先での人間関係の構築やコミュニケーションにおいて多くの人間が悩みを抱えており、辞職に結びついているという点を示している。実際に、就職をした半年後にやめていた人の75%は人間関係がうまくいっていない。

2.2 心理的援助プログラム

虐待による精神へのダメージが存在することを述べたが、実際に施設において援助プログラムが実施されている例は非常に少ない。施設において心理回復プログラムが行われているのはたったの4.5%である。この原因について分析を行う。

心理士が配属されたとしてもその心理士はプログラムを実施していない場合がほとんどであることが上記より見いだせる。これに関して、心理士は心理的な接し方を含む日常的なケアをしてはいるが、専門的なプログラムをする義務が存在しないことが原因として存在する。なぜなら、厚生労働省は心理的な援助方法に関して指針しか示しておらず、心理的プログラムの内容は指定していないからである。つまり、児童養護施設における心理的ケアは心理士の裁量によって行われている。従って施設職員の手伝いや生活指導など、心理的ケアに直接的に良い影響を及ぼすとは言い難い業務に従事する傾向があることが見出されている。従って、子どもの心理状態が向上しないことにより、社会における適応がしづらい状況が発生している。

2.3 社会スキルを学ぶ機会の未担保

ここでは社会的スキルを学ぶ機会が保証されていない状況を述べる。

まず、心理プログラムの内実について述べる。施設で行われるケアは虐待を受けたダメージを回復することが志向されている。施設で行われているプログラムは基本的に安心を提供するものである。これは施設に入所する子どもの多くが深刻な精神的ダメージを負っているからである。つまり、その深刻なダメージを低減しようとしているのである。しかしながら、基本的な安心を得て、安定した生活を得るためのプログラムだけでは社会で生きていくためには不十分である。なぜなら施設の子どもたちは精神状況や対人能力が欠けている場合が多いからである。実際に8割ほどの子どもたちが出所後も被虐待の影響により人間関係に悩みを抱えていることが示されている。しかしながら、人間関係を良好に保つための方法等の社会で生きるために有用な能力等を得る事が志向されていない。被虐待を理由として入所する子どもの多くは拒絶や、それに伴う心理的ダメージに付随する社会的な能力の不獲得がある。そのため、就労の際の人間関係の構築や保持ということに苦手意識を感じていることが多いため、リタイアにつながっているのだ。

2.4 原因分析まとめ

虐待を受けた子どもたちが社会進出できない理由として養護施設における心理回復プログラムがほとんど実施されていないこと、社会的能力を養成するための取り組みが制度的に行われていないことが挙げられる。

3.政策

現状分析により虐待を受けた子どもたちが社会進出できない理由が養護施設における心理回復プログラムがほとんど実施されていない社会的能力を養成するための取り組みが制度的に行われていないという3点が導出された。以下にそれぞれに対する政策を提示していく。

3.1 心理回復プログラムの設置

養護施設における心理回復プログラムがほとんど実行されていないのは国が支援の枠組みを設定していないためである。従って、ここではその枠組みを決め、心理士達のすべきことを明確化する。

この際に必要になる療法が構成的エンカウンター・グループである。このプログラムは人間不信や自己肯定感を改善する効果がある。数あるプログラムの中で、このエンカウンター・プログラムは自己表現や、そのためのエネルギーなどの上昇が確認されており、自己肯定感等、心理的な安定に影響を及ぼす項目が臨床領域から正常域まで回復している。また、実施に当たり特別な道具を必要とするわけではないので児童養護施設内での実施が可能である。以上をもって、社会的な能力を鍛える以前に必要な安心をもたらすプログラムを提示することができる。

3.2 SST の導入

施設出所者が社会進出できない原因として虐待を受けた子どもたちは精神的ダメージを受けており、これが回復できていない原因は社会的スキルを得るプログラムが行われていないことにある。したがって SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）を導入する。

人は、さまざまな人間関係のなかで生きている。良好な人間関係を結ぶことができている場合は人間関係に関する具体的なコツや技術を使いこなしているといえる。ソーシャル・スキルとは良好な人間関係をつくり、保つための知識と具体的な技術やコツを指す。このスキルをトレーニングするプログラムが SST である。

この SST を児童養護施設において導入することにより、社会性を獲得する事ができる。

図6 「SSTの基本構造」(福井 2007より作成)

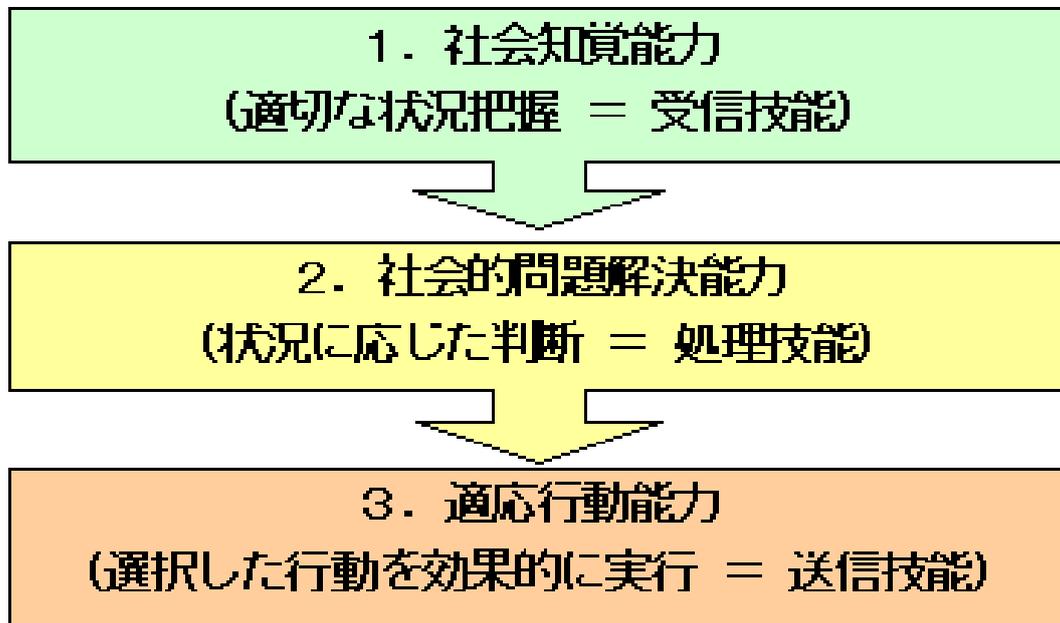


図7 「SSTの教材」(SACCESS・BELLより引用)

絵カードサンプル



何も言わずにガチャリと電話を切られた人の気持ち。



待ち合わせの約束をしたのに、来なかった時のその人の気持ち。



自分の分だけ好きなおかずを大盛りにする給食当番がいた時の、他の人の気持ち。



大事なものを壊して内緒で捨てられた人の気持ち。

図にあるように、まず適切な状況把握を行い、その状況に応じた判断を行い、これに適っ

た行動をするという一連の流れを習熟することにより社会において適合できる振る舞いが可能となる。

また、導入に際してこれは必ずしも心理士の活用が望まれるわけではない。養護施設の職員であっても十分に習得可能なプログラムである。そのため、SST の技能の習得のために職員に研修の受講をさせる。そのプログラムとして SST 普及協会指針プログラムがある。これは合計で 2 日間、計 10 時間のプログラムであり、受講が容易である事が言える。

結

以上のように、まず、安定的な生活を送るために必要とされる心理的援助のプログラムを設置し、その上で安定的な就労に必要な社会的能力を獲得するためのプログラムを実行することで子どもたちの能力が上がり、被虐待の影響を減らすことができるのである。

参考文献

小野澤昇・田中利則・大塚良一(2013)『子どもの生活を支える社会的養護内容』ミネルヴァ書房

喜多一憲・長谷川真人・神戸賢次・堀場純矢(2009)『児童擁護と青年期の自立支援—進路・進学問題を展望する—』ミネルヴァ書房

近藤千加子(2011)『児童虐待の心理療法』風間書房

西田芳正(2011)『児童養護施設と社会的排除—家族依存社会の臨界—』解放出版社

福井康之(2007)『タイジンスキルズ・トレーニング』ナカニシヤ出版

前田研史(2009)『児童福祉と心理臨床』譜久村出版

水田和江・中野菜穂子(2009)『三訂 子どもの養護—その理念と実践—』みらい

武藤素明(2012)『施設・里親から巣立った子どもたちの自立—社会的養護の今—』福村出版

参考 URL

毎日新聞 2013 年 02 月 28 日 東京朝刊

毎日 jp < <http://mainichi.jp/opinion/news/20130228ddm004070170000c.html> > 最終閲覧日 9 月 3 日